

神戸市青少年育成支援事業補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 27 日こども家庭局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、青少年育成団体が、青少年の地域社会への参画を促し、将来の神戸を担うリーダーを育成することを目的とした野外活動や研修事業等の活動を実施するに際して、経費の一部を神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に基づき、補助することについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱における青少年育成団体の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内に活動の本拠を有する団体で、市内で青少年の健全育成活動を実施している団体。
- (2) 必ず役員名簿、団体規約を作成し、会計監査を設けており、総会及び役員会を行っていること。
- (3) 設立後 1 年以上の活動実績があること。

(応募申請及び補助対象団体の選定)

第 3 条 補助を受けようとする青少年育成団体は、応募により、別に定める募集期間に申請するものとする。

- 2 市長は、前項に定める応募申請について、書類による補助対象の選定を行うとともに、補助採否等を決定し、応募申請のあった青少年育成団体に通知する。

(交付申請団体)

第 4 条 補助金の交付申請ができる団体は、前条に定める補助対象団体として選定された青少年育成団体であり、次条に定める補助対象事業を行う団体とする。

(補助対象事業)

第 5 条 補助対象事業は、以下の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) キャンプ等野外活動、世代間交流活動、青少年及び指導者向け研修のうちのいずれかに該当する事業であること。
- (2) 事業内容は、①自然体験、②農業体験、③宿泊体験、④地域貢献、⑤異文化体験、⑥高齢・障がい者施設交流のうちのひとつ以上の内容を含むものであること。
- (3) 応募申請団体が主催する事業であること。
- (4) 県内で実施され、市内の青少年が誰でも参加できる事業であること。
- (5) 政治・宗教活動に関する事業でないこと。
- (6) 営利事業又はこれに類似する事業でないこと。
- (7) この補助金と同一目的の神戸市及び兵庫県、国の補助金等を受けていないこと。
- (8) 補助金の交付申請を行った年度の終了までに事業完了の見込みがあること。

(補助対象経費)

第 6 条 補助対象経費は、前条に定める補助対象事業の実施に必要な経費のうち、別表 1 に掲げる経費

とする。

2 補助対象経費は、第9条に定める補助金交付決定通知後に実施した事業を対象とする。ただし、第3条に定める補助採択通知後に実施した事業に限り、対象として認めるものとする。

(補助金額)

第7条 市長は、青少年育成団体による青少年育成支援事業に関する経費について、1事業あたり20万円を上限として、事業経費総額の2分の1（ただし、補助対象経費の範囲内に限る）を予算の範囲内で交付することができる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする青少年育成団体は、次に掲げる書類を指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、青少年育成団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、青少年育成団体に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 前条の通知を受けた青少年育成団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けるときは、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けるときは、補助事業廃止承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更承認通知書（様式第6号）又は補助事業廃止承認通知書（様式第7号）により、青少年育成団体に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 第9条で補助金の交付決定を受けた青少年育成団体は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を市長に報告するときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、30日以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、市長まで、提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第9号）により、速やかに青少年育成団体に通知するものとする。ただし、確定した補助金の交付額が、第9条で通知した交付決定額と同額の場合は、この通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 13 条 青少年育成団体は、前条による交付額の確定後、補助金の交付を受けるときは、補助金請求書（様式第 10 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を青少年育成団体に支払うものとする。

3 青少年育成団体は、第 9 条の交付決定後、交付決定額の 50%を限度に補助金を請求することができる。この場合、事業終了後、第 11 条による実績報告書を提出の上、補助金の精算をするものとする。

(交付決定の取り消し)

第 14 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により、当該青少年育成団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(帳簿の備付け)

第 15 条 青少年育成団体は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

	補助対象経費	補助対象外経費
材料費等	<ul style="list-style-type: none"> 資材購入費、資料やチラシ等印刷費、消耗品費等 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食関係費 ※会議で使用する湯茶代、事業実施に伴う熱中症対策のための飲料費のみ補助対象経費 参加賞費（景品、記念品、図書カード等の金券） 表彰物品（賞状、表彰盾） 備品（カメラ、ビデオデッキ、パソコン、冷蔵庫、机、椅子等） 他団体への寄付金、分担金、会費、参加者への現金支出等
使用料	会場及び物品の使用料	
謝 金	講師や指導者への謝礼	補助対象団体の役員及び構成員への謝礼
交通費	バス借り上げ代等	補助対象団体の役員及び構成員へのガソリン代
保険料	事業参加者のための保険代	
郵送通信費	事業案内の送付費等	